

栗東市第7期介護保険事業計画 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）施設整備について

本市では、栗東市介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう計画的に介護保険サービスの基盤整備を進めております。平成30年度からの第7期計画では、一定の基準を定め、地域密着型サービス施設等の整備を進めることといたしました。

1. 概要

- (1) 施設の種別 小規模多機能型居宅介護
- (2) 応募資格 社会福祉法人もしくは社会福祉法人設立予定者、医療法人、その他の法人（応募書類の受付日において、介護保険サービス事業者の指定を受けてから1年以上かつ滋賀県内で実績のある者に限る）
- (3) 構造 国、県の定める基準および栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例（平成25年栗東市条例第10号）に適合した構造
- (4) 整備数 2施設
- (5) 定員数 登録定員：29人まで
①通いサービスの定員：登録定員の1/2から15人まで
②宿泊サービスの定員：通いサービスの利用定員の1/3から9人まで
- (6) 整備区分 創設
- (7) 開設時期等 平成32年3月31日までに事業（工事）を完了し、平成32年度の早期にサービスを提供
- (8) 補助金 栗東市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金
（滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金を活用）
栗東市介護施設等開設準備経費補助金
（滋賀県介護施設等開設準備経費補助金を活用）

2. 今後の予定

内 容	日 程
募集要項の公表（ホームページに掲載）	平成30年10月
応募申込書・開設計画書の受付	平成30年11月上旬～11月中旬
書類審査、プレゼンテーション等	平成30年11月下旬～12月上旬
審査結果の通知・事業予定者の公表	平成30年12月中旬

注）上記は現時点で想定している内容であり、今後変更が生じる場合があります。